

徳島県警察本部訓令第2号

徳島県警察災害派遣隊設置要綱を次のように定める。

令和7年2月18日

徳島県警察本部長 堺 瑞崇

徳島県警察災害派遣隊設置要綱

徳島県警察災害派遣隊設置要綱（平成24年徳島県警察本部訓令第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、徳島県警察災害派遣隊（以下「警察災害派遣隊」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 国内において大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合（以下「大規模災害発生時」という。）に、被災地又は被災が予想される地域（以下「被災地等」という。）において活動する部隊として、県警察に警察災害派遣隊を設置する。

（任務）

第3条 警察災害派遣隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 情報の収集及び連絡
- (2) 避難誘導
- (3) 救出救助
- (4) 検視、死体調査及び身元確認の支援
- (5) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第1項の規定に基づき都道府県公安委員会が指定する区域及び道路の区間（以下「緊急交通路」という。）の確保、緊急通行車両の先導、被災地等における活動に必要な交通の確保その他の被災地等における交通警察活動
- (6) 行方不明者等の搜索
- (7) 被災地における犯罪の抑止及び犯罪の検挙
- (8) 被災者等の支援
- (9) 前各号に掲げるもののほか、派遣先の被災地等を管轄する都道府県警察（以下「派遣先警察」という。）の長が特に指示する活動

（編成等）

第4条 警察災害派遣隊は、大規模災害発生時に直ちに被災地等に派遣する即応部隊と、大規模災害発生時から一定期間が経過した後に長期間にわたり派遣する一般部隊により構成する。

2 即応部隊を編成する部隊及びその活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広域緊急援助隊（警備部隊）  
被災情報の収集及び連絡並びに被災者の避難誘導及び救出救助
- (2) 広域緊急援助隊（交通部隊）  
交通情報の収集及び連絡、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導、被災地等における活動に必要な交通の確保その他の被災地等における交通警察活動
- (3) 広域緊急援助隊（刑事部隊）

検視及び死体調査

- (4) 広域警察航空隊  
警察用航空機による被災情報の収集及び連絡、被災者の救出救助、救援物資の輸送等
  - (5) 緊急災害警備隊  
被災者の救出救助、行方不明者等の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の被災地等における警備警察活動並びに無人となった集落等における警戒及び警ら、被災地等における検問等の犯罪の抑止を目的とした活動その他の派遣先警察の長が指示する活動
- 3 一般部隊を編成する部隊及びその活動は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 特別警備部隊  
行方不明者等の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の被災地等における警備警察活動及び派遣先警察の長が指示する活動
  - (2) 特別犯罪抑止部隊  
被災地における犯罪の抑止を目的とした防犯カメラの設置等
  - (3) 被災者支援部隊  
避難所等の訪問を通じた相談対応及び防犯指導並びに行方不明者等相談情報の収集及び整理
  - (4) 特別自動車警ら部隊  
警ら用無線自動車による警戒、警ら等
  - (5) 特別機動捜査部隊  
捜査車両を用いた初動捜査等各種捜査活動
  - (6) 身元確認支援部隊  
死亡の蓋然性が高い行方不明者の家族等からの身元確認に資する情報及び資料の収集
  - (7) 特別交通部隊  
信号機の滅灯に伴う交通整理その他の被災地等における交通警察活動  
(運用)

第5条 警察災害派遣隊の運用は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指揮  
警察災害派遣隊は、派遣先警察の長の指揮を受けるものとする。
- (2) 被災地への部隊展開  
広域緊急援助隊（警備部隊）及び広域緊急援助隊（交通部隊）は、必要な道路交通情報の収集を自ら行い、これを派遣先警察等と共有した上、迅速な部隊展開を行う。
- (3) 即応部隊の自活  
即応部隊は、十分な食料、飲料水等を携行し、原則として自活して活動する。特に、広域緊急援助隊（警備部隊）は、派遣先警察から被災地における先導、宿泊所の手配等の支援を受けることを念頭に置くことなく、テント、寝袋等の自活用装備資機材を携行して活動する。
- (4) 警察災害派遣隊の活動状況等に関する広報

警察災害派遣隊は、被災地における活動状況に関する広報が警察活動及び被災状況についての正確な情報発信、被災地における犯罪の抑止、被災者の不安解消等に資する重要な任務であることを十分認識し、活動状況の映像等による記録、広報部門への提供等を積極的に行う。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、各部隊の編成、運用等に関する細目的事項については、別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年2月18日から施行する。